

「資格情報のお知らせ」の配布にご協力をお願い致します。

令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行が廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。

これに伴い、国の方針により、マイナ保険証を安心してご利用いただくため、加入者様個人ごとの健康保険の資格情報とマイナンバーの下4桁を記載した「資格情報のお知らせ」を、健康保険組合より事業所様を經由して送付することになりました。

届きましたら、従業員様へ配布くださいますよう、ご協力をお願い致します。

送付目的

1. マイナンバーの紐づけに誤りがないかを確認していただくため。
2. 保険証廃止後に、各種給付金の手続き（記号・番号の記入）やマイナ保険証が使えない医療機関の受診時^(※)に使用していただくため。

※「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をセットで提示してください。

送付時期

令和6年10月初旬

送付対象者

加入者全員（令和6年9月7日時点の加入者）

※氏名に外字が含まれている方の分は、10月中旬以降の送付となります。

※令和6年9月8日から令和6年12月1日までの加入者は、令和6年12月2日以降にマイナンバーの下4桁を含まない「資格情報のお知らせ」を送付します。

※令和6年12月2日以降の加入者は、資格取得時にマイナンバーの下4桁を含まない「資格情報のお知らせ」を送付します。

送付方法

個人別に封入し、事業所様経由で送付します。

事業主様

「加入者情報(個人番号下4桁等)」および「資格情報のお知らせ」の送付について

平素より当健保組合の事業運営に格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より被保険者証(以下、保険証)が廃止され交付ができなくなります。今後は、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード(以下、マイナ保険証)で行う仕組みとなります。

このため、厚生労働省からの通達に基づき、別添通知をお送りいたします。これは、健保組合で登録している資格情報(個人番号の下4桁を含む)をお知らせし、ご自身で情報の正確性をご確認いただき、加入者の皆様に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくことを目的としています。大変重要なお知らせとなりますので、加入者の皆様に配付いただきますようお願い申し上げます。すでに、退職された方がおりましたら大変お手数ですが当組合までご返送ください。

ご多用の中、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解とご協力賜れますようお願い申し上げます。

本事業に関しては、健康保険組合連合会のYouTubeページに厚生労働省大臣官房審議官からのメッセージが掲載されております。

【厚労省】事業主宛てのメッセージについて(「個人番号下4桁の通知に関するご協力のお願い」、「資格取得時における届出に関するお願い」)【約5分】

<https://youtu.be/Ua2uhX3CFvw>



マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

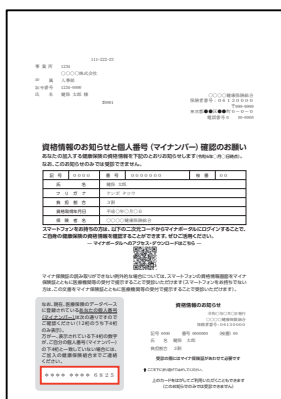


マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。

① マイナンバーの下4桁をご確認ください



当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。
誤りがあった場合は、お手数ですが健康保険組合までご連絡ください。



マイナンバーは、
マイナンバーカードの
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください



保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。

なお、従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考に [マイナポータル](#)の資格情報画面 または [資格情報のお知らせ](#) をご用意いただきますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータル[※]の資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

- ▶ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っているが、
スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- ▶ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

ステップ3

マイナンバーカードを持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- ▶ マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



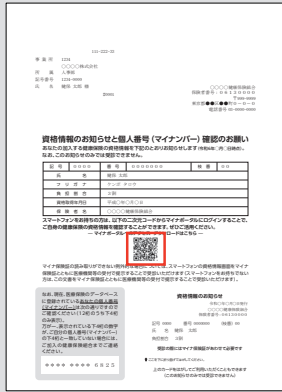
マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。



マイナポータル資格情報画面のダウンロード方法

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてください。

【手順1】通知書に記載されたQRコードを読み取ります。

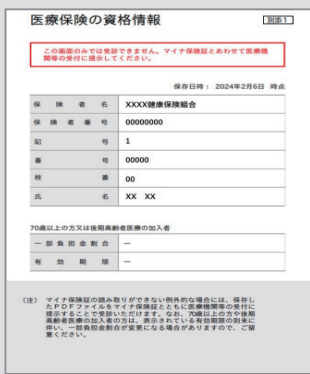


【手順2】マイナポータルにログインします。



ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。

【手順4】資格情報画面のダウンロード完了。



【手順3】「端末に保存」を選択します。



よくあるご質問

Q1: マイナポータルの資格情報画面または資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1: マイナポータルの資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口で提示いただきますようお願いいたします。

Q2: 資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2: マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3: 保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A3: 保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q4: 資格情報のお知らせを紛失した場合、どうするのですか？

A4: マイナポータルの資格情報画面を確認できる場合、再交付の手続きは不要です。なお、マイナポータルの資格情報画面を確認できない場合は、資格情報のお知らせ交付申請書で再交付の手続きをしてください。

Q5: 氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A5: マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。

見本

事業所

記号番号

氏名

東京紙商健康保険組合
保険者番号：06132336
〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町2-42-10
電話番号 03-3666-2521

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー) 確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年9月7日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	番号	枝番
氏名		
フリガナ		
資格取得年月日		
保険者名	東京紙商健康保険組合	

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次の通りです(12桁のうち下4桁のみ表示)。
万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、ご加入の健康保険組合までご連絡ください。

資格情報のお知らせ

令和6年9月7日発行
東京紙商健康保険組合
保険者番号：06132336

記号 番号 (枝番)
氏名

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

↑ここを下に折り曲げてはがしてください。

上のカードをはがしてご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)